

赤ちゃんを守るため 風しん予防接種の費用を助成



全国的に風しんの感染が広がりを見せる中で、妊婦等の感染予防を一層強化し、「先天性風しん症候群」の発生を予防するため、希望者に風しんの単独ワクチン、または麻しん・風しん混合ワクチン（MR）の接種費用の一部を助成します。

■対象者

市に住民登録のある1964年（昭和39年）4月2日から51990年（平成2年）4月1日までに生まれた方

■助成対象の接種期間

平成25年4月1日（月）～平成26年12月31日（水）

■助成方法 償還払い

接種費用を医療機関窓口で全額自己負担でお支払いのうえ、接種後3ヶ月以内に助成金申請手続きをしていただき、費用の一部を指定の口座に振り込むものとします。

■助成額

接種費用の1/2

（1000円未満切捨て）

■申請方法

保健福祉センター窓口または、郵送で申請してください。

■申請受付期間

7月8日（月）

～平成27年3月31日（火）

■申請時に必要な書類

*窓口申請

①領収書の原本または接種費用の支払いがわかるもの

※領収書等には、「接種費用、接種を受けた方の氏名、接種年月日、ワクチン名」の記載があることをご確認ください。

②振込口座がわかるもの

③印鑑

④申請書（保健福祉センター窓口または市ホームページでダウンロードできます。）

*郵送の場合

①領収書等と④必要事項を記入した申請書を保健福祉センターへ送付してください。

※郵便の不着等の事故について、本市では責任を負いかねますのでご了承ください。

■お問い合わせ・お申し込み

〒407-10024

韮崎市本町三丁目6番3号

保健福祉センター内

保健課健康増進担当

☎2314310

福祉課よりお知らせ

児童扶養手当について

父または母と生計を別している、18歳到達後最初の3月までにある児童（身体・精神に障害のある児童は20歳未満）など、次に該当する児童を養育している方に、家庭生活の安定と自立の促進を図るため、手当が支給されます。 ※所得制限等の受給要件があります。

※公的年金の受給者は対象となりません。

■対象児童

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童（遺族年金受給者は除く）
- ・ 父または母が一定の障害状態にある児童
- ・ 父または母の生死が不明な児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 未婚の母の子

※児童が公的年金を受給できる場合、児童福祉施設・里親に委託されている場合、父または母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されている場合等は対象になりません。

■支給月

8月（4月～7月分）

12月（8月～11月分）

4月（12月～3月分）

※支給は、申請書を提出した月の翌月分から開始します。 ※毎年8月に現況届の提出が必要ですが。

■お問い合わせ・お申し込み

福祉課子育て支援担当
（内線175）

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費を助成

身体障害者手帳の交付を受

けられない、軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

■対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児などの要件に該当する方

■対象補聴器

軽度・中等度難聴用ポケット型、耳かけ型、耳穴型等

■助成額 基準額の2/3

■その他

助成にあたり医師の意見書等が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

■お問い合わせ

福祉課障がい福祉担当
（内線182・183）

母子・寡婦家庭のみなさん お子さんの入進学に必要な 資金計画はお済みですか？

大学や高校の入進学時には、入学金・授業料のほか、施設設備費や制服代などの経費が必要です。

県では、母子・寡婦家庭のお子さんの入進学に必要な資金計画についてご相談に応じています。まずはお早めにご連絡ください！

【母子・寡婦福祉資金貸付限度額の例】

- 私立大学・自宅外通学の場合
- 修学資金 月額64,000円
 - ※日本学生支援機構の奨学金との併用はできません。
 - 就学支度資金 59万円

■お問い合わせ

山梨県中北保健福祉事務所
福祉課児童家庭担当
☎055-237-1381